

警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	令和5年第2回宮城県遠田警察署協議会
開 催 日 時	令和5年 6月 19日（月） 午後 3時 30分から 午後 4時 30分まで
開 催 場 所	遠田警察署 大会議室
出 席 者 等	1 協議会委員～5名 ・ 出席委員～渡邊郁男会長、小関文恵副会長、伊藤努委員、 飯渕克美委員、高橋清子委員 ・ 欠席委員～なし 2 警 察 署 側～9名 署長、次長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、交通 課長、警備課長代理、警務係長
議 事 概 要	別紙のとおり
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

議事概要	1 報告事項等 (1) 令和5年5月末現在の治安情勢について【署長】 ア 生活安全課 (ア) 特殊詐欺認知状況 ・ 発生件数：0件（前年比－1件） ・ 対 策：発生時の包囲網の構築、管内タクシー業者3社ドライブレコーダー提供に関する協定の締結と迅速な通報要請 コンビニエンスストア、金融機関に対する注意喚起 高齢者世帯への個別訪問と固定電話対策 年金支給日における声掛けの実施 入浴施設内でのデジタルサイネージを活用した防犯広報 (イ) 少年非行・補導状況 ・ 刑法犯少年：2件（前年比 ＋2件） （万引き、わいせつ物頒布等） ・ 触法少年 ：4件（前年比 ＋4件） （器物損壊、建造物侵入、脅迫） ・ 少年補導：24件（前年比 ＋8件） （深夜はいかい、暴走行為、粗暴行為、不健全娯楽、喫煙等） (ウ) 人身安全関連事案 ・ ストーカー事案： 3件（前年比 －6件） 措置：1件は暴力行為等処罰法違反として検挙、2件は禁止命令 ・ D V 事 案：18件（前年比 ＋8件） 措置：1件を暴行罪で検挙、残りは全て口頭指導又は分離措置 ・ 児 童 虐 待：20件（前年比＋11件） 特徴：DVの増加と児童虐待の増加に相関関係があり、児童の面前でのDV事案は心理的虐待として対応 措置：児童虐待は全て児童相談所に通告 ・ 高 齢 者 虐 待：13件（前年比 ＋6件） 措置：1件を傷害罪で検挙。ほかは口頭指導及び自治体に通報
-------------	--

議事概要

- ・ 障 害 者 虐 待： 1 件（前年比 + 1 件）
措置：口頭指導及び自治体に通報

(エ) 今後の対策

- ・ 関係機関と連携した実効性のある犯罪抑止対策と少年の健全育成活動の推進
- ・ 人命に関わる人身安全関連事案については、現場検挙を含め取りこぼしのない対処を推進

イ 刑事課

(ア) 発生状況

- ・ 刑法犯認知件数： 4 1 件（前年比－ 2 8 件）
うち、窃盗事件が 2 6 件（全体比 6 3 %）
特 徴：増加罪種は万引き 1 2 件（+ 7 件）である。
減少罪種は侵入窃盗（空き巣、事務所荒し）
（前年比－ 1 5 件）、自転車盗（前年比－ 1 0 件）である。
- ・ 検 挙 件 数： 2 7 件（前年比－ 1 7 件）
うち、窃盗事件が 1 4 件（全体比 5 1 %）
- ・ 県内： 4 4 5 7 件（前年比＋ 7 3 7 件）約 2 0 % 増加

(イ) 主要事件

- ・ 美里町内における窃盗（事務所荒し）事件
- ・ 美里町内における殺人未遂事件
- ・ 涌谷町内における窃盗（万引き）事件
そのほか、本年は窃盗（万引き、事務所荒し）、暴行、強制わいせつ事件を検挙している。

ウ 交通課

(ア) 発生状況

- ・ 人身事故発生件数： 1 6 件（前年比－ 5 件）
- ・ 死者： 0 件、 0 名（前年比± 0 件、± 0 名）
- ・ 負傷者：重傷 1 名、軽傷 2 1 名
（前年比重傷－ 4 名、軽傷＋ 2 名）
- ・ 特徴：国道 1 0 8 号では脇見、注意散漫による事故
県道・町道では、安全不確認、対向車線はみ出し
の正面衝突、歩行者への接触事故
- ・ その他： 5 月だけで飲酒運転者 2 人を逮捕している。

(イ) 今後の対策

- ・ 遠田地区の死亡事故永遠の「ゼロ」作戦
- ・ 悪質危険運転、交差点関連違反を中心とした交通指導取締り

議事概要

- ・ 交通関係機関・団体と連携した広報啓発活動

(2) 令和5年春の交通安全県民総ぐるみ運動の実施結果について

【交通課長】

ア 運動期間

5月11日（木）から5月20日（土）までの10日間

イ 運動重点

- こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

ウ 期間中の主な取組

○ 出発式の開催

5月11日（木）美里町役場南郷庁舎駐車場及び涌谷公民館駐車場において、それぞれ春の交通安全運動出発式を開催し、町長や警察署長らが挨拶した後、パトカーや署員らが街頭活動に出発した。

○ 街頭キャンペーン活動

国道108号の主要交差点でのキャンペーンをはじめ、無事故でばら色人生作戦、飲酒運転根絶キャンペーン、横断歩道は止まる作戦、自転車安全利用推進キャンペーン等多様な街頭活動を実施した。

○ 交通安全教育の推進

涌谷自動車学校等において、高齢運転者及び若年運転者に対する交通安全講話や運転実技講習等の交通安全教育を行った。

○ 電光掲示板を活用した交通安全広報

JR小牛田駅前に位置する事業所の協力を得て、電光掲示板に「遠田警察署からのお知らせ」として、春の交通安全運動の実施と安全運転を呼びかけるメッセージ動画を流して広報した。

○ 飲酒運転の取締り強化

飲酒検問や警ら活動の強化により飲酒運転者を検挙した。

エ 期間中の管内の交通事故の発生状況

- ・ 人身事故発生件数：1件（前年比±0件）
- ・ 死者：0件、0名（前年比±0件、±0名）
- ・ 負傷者：重傷0名、軽傷2名
（前年比重傷±0名、軽傷+1名）

(3) 特殊詐欺被害防止対策の推進状況について【生活安全課長】

ア 令和5年5月末の特殊詐欺認知状況

議事概要

(ア) 県内

認知件数 135件（前年比＋9件）

被害金額 2億8,472万円（前年比＋9,616万円）

(イ) 当署

発生なし（前年比－1件）

イ 当署管内における主な対策

(ア) 官民一体となった被害防止対策の推進

- 関係機関・団体との特殊詐欺被害防止会議の開催
- タクシー事業者等に対する協力体制の構築
- 駅、コンビニエンスストア、ATM警戒の推進
- 特殊詐欺認知時の初動体制の構築及び訓練の推進

(イ) 重点を絞った広報啓発の推進

- 年金支給日などにおける「特殊詐欺被害防止キャンペーンの実施」
- 幅広い世代に対する広報啓発活動の推進
- 高齢者に対する防犯講話の実施
- 子供や孫世代を対象とした職場や学校における防犯講話等の推進

(ウ) 金融機関・コンビニエンスストア等に対する水際対策の推進

- 声かけ依頼やチラシ配布依頼、レジ前での注意喚起
- 巡回連絡等による個別的な注意喚起と各種広報媒体を活用した注意喚起
- 防災無線、セキュリティメール、広報紙、CR名刺等の活用

(エ) 固定電話対策の推進

- 特殊詐欺撃退装置の積極的な貸出しと迷惑電話防止機能付き電話等に関する広報啓発の推進
- 別件相談で被害リスクの高い高齢者への働き掛け

ウ 補助金事業について

6月1日から、通話内容を録音する旨のメッセージが流れる特殊詐欺電話撃退装置補助金制度が開始した。

上限7000円で、購入費用の二分の一までを補助する。

地域課と連携を図り地域住民に対する広報啓発を推進する。

2 質疑応答

(1) 委員

美里町の殺人未遂事件の概要について教えてほしい。

【警務課長】

5月5日、75歳男性が57歳男性の頭部を鎌で切りつけた殺人

未遂事件である。

今後も、同種凶悪事件については適切かつ迅速な対応に努めたい。

【署長】

その後の捜査の結果、傷害事件として起訴されている。

(2) 委員

会社事務所の防犯対策について教えてほしい。

【生活安全課長】

防犯カメラの設置と機械警備の導入のほか、社員間の情報共有による防犯体制の構築が効果的である。

そのほか、植栽の伐採による視認性の確保や地域安全等記載ののぼり旗の設置など、犯罪の起きにくい環境を作ることも重要である。

【署長】

会社事務所の出入口等の鍵を使い回したり、郵便受け等に入れたままにしないことも重要である。

(3) 委員

児童虐待の特徴を教えてほしい。

【生活安全課長】

いずれも家庭内で発生しているものであり、内訳は身体的虐待が2件、心理的虐待18件である。

子供たちの目の前での夫婦げんかは心理的虐待を受けたものとして対応しており、心理的虐待の全てが夫婦げんかの通報で認知している。

したがって、DV事案の増加に伴い児童虐待も増加している現状である。

心理的虐待は、後々子供の内面に関わってくるので児童相談所に通告し、児童相談所の職員が家庭の調整を図っている。

(4) 委員

面前DV事案については、保護者にほとんど周知されていないので、保育園を経営するにあたり情報共有していきたい。

(5) 委員

虐待事案を認知した場合の対応について教えてほしい。

【生活安全課長】

警察では、学校、自治体と連携を図っているので、虐待事案を認知した場合は、警察に通報してもよいし、学校、自治体でもよい。

また、虐待の疑いがあるのであれば、直接面接して確認する必要があるので、疑いだけで通報してもかまわないし、189ダイヤルに電話でもかまわない。

(6) 委員

飲酒運転の取締りは、定期的を実施しているのか。

また、検挙された者への指導や酒を提供した店への指導はどのようにしているのか。

【交通課長】

飲酒運転の取締りは、定期的を実施しているものとランダムに実施しているものがある。

また、検挙された者へは、刑事罰に加え、免許の取り消し等の行政的措置も行われるほか、アルコール依存症と認められる場合は、本人・家族へ治療を促している。

飲酒運転に関連して酒類提供罪という罰則があるので、飲酒運転者へ酒類を提供した飲食店に対しても捜査をするこ ととなるほか、平素から、酒類を提供する飲食店に対しては交通手 段の確認等飲酒運転根絶に向けた働きかけを行っている。

3 遠田警察署からのお知らせについて

(1) 南郷駐在所の新設について

二郷駐在所、大柳駐在所が合併し、南郷駐在所が新設される予定である。

時期は、来年度、場所は、南郷の役場の一角を借り受ける予定である。

(2) オープンポリスin遠田の開催について

7月8日午前10時から午後0時まで、場所は当警察署内において、実施予定である。

令和2年以降、コロナで中止しているが、本年から再開予定。地域での広報をお願いしたい。